

○財務省告示第二百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年七月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百四十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用 法律第二十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

十 十		九 八		七	
イ 一		イ 二		イ 二	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 日		争 取 非 者 特 国 債 市 場		争 取 非 者 特 国 債 市 場	
入 札 発 行 行 日		争 取 非 者 特 国 債 市 場		争 取 非 者 特 国 債 市 場	
上 額	平 成 二 十 六 年 七 月 十 五 日	五 万 円	三 千 六 百 七 十 三 億 千 三 百 八 十 三 万 円	二 千 百 一 億 六 千 五 百 十 三 万 千 円	二 兆 四 千 八 百 八 十 一 億 七 千 二 百 二 十 二 万 八 千 八 百 七 十 一 万 五 千 四 百 二 十 二 円
の 面 金 額	す 成 二 十 六 年 七 月 十 五 日	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	の 面 金 額	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
に つ き 百 円 三 銭 以	の 面 金 額	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金
上 額	の 面 金 額	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金

特別会計に關する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき發行し
 た付国債に ついて、額面金額
 で三千六百七十二億円

十九
弘
込
期
日
平
成
二
十
六
年
七
月
十
五
日